

# 企画競争実施の公示

平成31年2月7日

近畿地方整備局長

黒川 純一良

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

(1) 業務名 淀川水系水源地広報資料作成業務

(2) 業務内容

### 1) 水源地環境保全調査

淀川水系水源地の重要性等を広報するため、以下の内容に関する調査・整理を行うものとする。

- ・水源地環境保全調査（水源地の住民等を対象としたヒアリング調査：10回分）

### 2) 検討会の運営・支援

淀川水系水源地の重要性等に関する広報イベントの実施に際し、監督職員の指定する湖北圏域のモデル地域の既存検討会を活用し、ファシリテーターの進行による意見交換（ワークショップ等）を行い、その結果をとりまとめるものとする。検討会の開催数は、4回分を見込んでいる。

ファシリテーターの人選については、監督職員と協議するものとする。

検討会で使用する資料は、検討会の自主性を重んじ、作り込まず、簡易な内容を想定している。

なお、検討会にかかる会場借り上げ費（マイク等の備品類も含む）が必要となった場合は、監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

### 3) 広報イベントの運営・支援

上記2)の検討会での意見交換の結果を踏まえ、淀川水系水源地の重要性等を広報するためのイベント（計1回（半日程度））に関する以下の運営・支援を行うものとする。広報イベントの内容については、監督職員と協議するものとする。

- ・企画・運営計画書（案）の作成
- ・開催支援（イベント当日の運営支援）
- ・広報イベントの記録（写真撮影）

なお、広報イベントの実施場所は、監督職員の指定する湖北圏域のモデル地域を想定しており、水源地の重要性等を現地で広報するイベントを想定している。

また、広報イベントを実施する上で会場設営費及び備品類（音響施設、マイク、会場費、案内板など）等が必要となった場合は、監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

#### 4) 広報資料作成

上記 1)～ 3)の結果を踏まえ、淀川水系水源地の重要性等に関する広報資料を作成するものとする。

(3)履行期限 平成32年3月19日

#### 2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」(平成30年3月30日付官報)の別表に記載されている申請受付窓口(近畿地方整備局総務部契約課ほか)にて随時受け付けている。

また、平成31年4月1日時点において、平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格の認定を受けていること。

(3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4) 配置予定技術者に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成21年度以降に完了(平成30年度完了見込みを含む)した業務(再委託による業務実績は含まない)において1件以上の実績を有すること。

同種業務：ファシリテーターによる一般住民も参加した意見交換の場の運営に関する業務

類似業務：一般住民も参加した意見交換の場の運営に関する業務

(5) 近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。

(6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(「競争参加者の資格に関する公示」(平成30年11月26日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官(経理)、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「平成30年11月26日付け公示」という。)に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。)でないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているもので

ないこと。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館  
近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第一係  
電話06-6942-1141 FAX06-6943-7834

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成31年2月7日から平成31年2月20日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時30分から16時00分まで

場所：3.(1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は3.(1)に問い合わせること。

#### (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成31年2月20日16時00分

場所：3.(1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

#### (4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

### 4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。